

平成16年4月1日

答 申

第1 審議会の結論

「 (株)13年9月期、14年9月期 財務諸表ほか」(以下「公文書」という。)について鳥取県企画部長(以下「実施機関」という。)が行った開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

平成15年11月 7日 公文書開示請求  
11月13日 株式会社に意見照会  
11月20日 意見書の提出  
12月16日 公文書開示決定通知  
12月24日 株式会社から行政不服審査法第14条の規定による  
審査請求

第3 審査請求人の主張

開示請求者が平成15年11月7日に鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき行った審査請求人の平成13年9月期及び平成14年9月期の財務諸表(損益計算書、貸借対照表及び欠損金処理計算書)の開示請求について鳥取県企画部長が同年12月16日に開示請求者に対して行った開示決定のうち、損益計算書中の「定観旅客」、「高速旅客」、「貸切旅客」及び「乗用旅客」(平成13年上期については「乗合旅客(高速バス)」、「貸切旅客」及び「乗用旅客」)の各事業の収益、費用及び損益の額(以下「審査請求対象情報」という。)を開示する処分は条例第9条第2項第3号ア及びイに該当し、取り消されるべきである。

審査請求対象情報は事業部門別の営業収支であるが、これは、当該事業者の経営状況を具体的に示す内部管理情報であり、審査請求人と競争関係にある旅客運送事業者や参入を検討している事業者にとって、審査請求人の事業部門別の営業収支の情報を入手すれば、審査請求人がどの部門に重点をおいてどのような経営方法で経営を行っているかを知ることができる。さらには、かかる情報は、競争事業者が対抗価格を設定する際に極めて有益な情報となる。

また、審査請求対象情報は会社の株主及び債権者が閲覧謄写できる商法上の損益計算書には記載されていない情報であり、また、百分の三以上の議決権を有する株主に認められる帳簿閲覧請求があった場合でも会社に不利益があれば拒否できる情報である。つまり、一般的に公にされていない機密性の高い情報であり、他の競争事業者も事業部門別の収支状況は公表していないのが現状である。

さらに、審査請求対象情報は補助金の対象事業に係るものではなく、補助金交付にあたり提出を義務付けられたものではない。秘密として保持されることを信頼して任意に提出したものであり、こうした信頼は十分に尊重されるべきである。

以上を総合考慮すれば、審査請求対象情報が開示されることにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第9条第2項第3号アに該当

する。また、公にしないという前提のもとで任意に提供したものであることから、同号イにも該当する。

#### 第4 実施機関の主張

条例第9条第1項は、実施機関に対し保有する公文書は非開示条項に該当しない限り原則として公開すべきことを義務付けている。一方、同条第2項は非開示とすべき場合を限定的に列挙しており、同項第3号アは「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示と規定する。

株式会社は、開示により、他事業者に参入する検討資料を提供することとなり会社の利益を害するおそれがあるとしているが、非開示を求めている損益計算書の数字は、路線ごとの収益状況を記載したのではなく、また各事業のノウハウ等の競争上秘匿すべき情報ではないため、これを開示することにより株式会社の利益を害するおそれが客観的に明白であると判断することはできない。よって同号アに該当しない。

また、同号イは「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたもの」と規定するが、本件公文書は補助金交付申請に添付を義務付けている書類であり、審査請求対象情報部分を切り離して「任意に提出されたもの」とはいえないため、同号イにも該当しない。

以上より、条例の公開原則に基づいて全部開示が相当である。

#### 第5 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 1月 5日	諮問書の受理
1月16日	実施機関から理由説明書提出
1月30日	審査請求人から意見書提出
3月 2日	意見陳述・審議
4月 1日	答申

#### 第6 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人が、平成14年度生活交通路線維持費補助金交付申請書、平成13年度路線維持費補助金交付申請書及び平成13年度第2種生活路線維持費補助金交付申請書に添付して鳥取県知事に提出した平成13年9月期及び平成14年9月期の財務諸表であり、それぞれ損益計算書、貸借対照表及び欠損金処理計算書で構成されている。このうち損益計算書については、「一般旅客自動車運送事業」として、「路線旅客」のほかに、「定観旅客」、「高速旅客」、「貸切旅客」及び「乗用旅客」（平成13年上期については「乗合旅客（高速バス）」、「貸切旅客」及び「乗用旅客」）の各事業別の収益、費用及び損益の額及び各合計額が記載されている。

なお、「路線旅客」以外は上述の補助金の補助対象事業ではなく、審査請求人が任意に記載し提供したものである。

## 2 条例第9条第2項第3号該当性について

条例第9条第1項は、「実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、実施機関に対し原則開示を義務付けるとともに、第2項において「次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、（中略）開示しないものとする。」と定め、例外的に非開示とする情報を同条第2項各号において規定している。

同条第2項第3号は、非開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（中略）であって、次に掲げるもの」とし、アとして「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、イとして「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等（中略）における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を規定している。そこで、まず同号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無を検討する。

条例第9条第1項が公文書の公開を原則とし、同条第2項各号に該当する場合を例外的に非開示として規定している趣旨に照らせば、同項第3号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、当該情報が開示されることにより、法人等の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、当該情報の開示によって、当該法人等の経営上の秘密やノウハウ等が看取され、その有している競争上の地位が具体的に侵害されることが客観的に明白な場合をいうと解すべきである。そして、その判断は、当該情報の内容や性質を始めとして、本件法人等の事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等諸般の事情を総合してなされるべきである。

審査請求人は、競争関係にある旅客運送事業者や参入を検討している事業者にとって、審査請求対象情報を入手すれば、審査請求人がどの部門に重点をおいてどのような経営方法で経営を行っているかを知ることができ、さらには、競争事業者が対抗価格を設定する際に極めて有益な情報となる旨主張する。

しかし、審査請求対象情報は、事業部門ごとの収益、費用及び損益の合計額であり、例えば審査請求人がおそれを最も強く主張する「高速バス」部門についてみても、審査請求人が運行する12路線の合計額であり、特定路線の収支状況を明らかにするものではない。確かに運行便数と照らし合わせれば、路線ごとのウェイトを推察することはできるが、これをもとに特定路線について審査請求人に不利な対抗価格を設定するためには、さらに路線ごとの利益率を把握する必要がある。しかし路線ごとに乗車率等を調査しそれをもとに相当程度正確に利益率を割り出すことは現実的には困難である。

こうしたことを考えると、審査請求対象情報の記載内容から審査請求人の経営上の秘密やノウハウ等を看取することは困難であり、審査請求人の有している競争上の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されることが客観的に明白であるとまではいえないものと解する。

また、審査請求人は、審査請求対象情報は一般的に公にされていない情報であるこ

とを理由に、条例第9条第2項第3号アに該当する旨主張する。しかし、そもそも一般的に公になっていない情報について同号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無を検討するものであり、一般的に公にされていないことをもって同号アに該当する理由とはならない。そして、商法と条例とは趣旨や目的が異なるものであり、たとえ商法上公開義務のない情報であっても、県の公文書である以上、条例に従って開示、非開示を判断せざるを得ない。

以上により、審査請求対象情報は、条例第9条第2項第3号アに該当しない。

次に、同号イに該当するかどうかであるが、審査請求対象情報は実施機関が提出を要請したのではなく、また公にしないという明示の条件もない以上、同号イに該当しないことは明らかである。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は補助金交付に当たって本来提出を義務付けられていない情報を、県の非公開を信頼して提出した旨主張している。こうした主張も踏まえ、県に提出された申請書類等は公文書として開示請求の対象となることについて、今後、法人等に対して予め周知しておくことが望ましい。